公債費負担適正化計画の策定について

■ 計画策定に至った経緯

・市が借金をする場合、借金することの許可を県から受け、国の同意を得て借金借入を行っていました。（**地方債の許可制**）

・平成 18 年度より上記の許可制から**協議制**に代わり、借金の借入については、県に協議をするものの、自治体の責任の下、自由な借入が行えることとなりました。また、借金返済力の観点からの財政状況の判断材料として、「**実質公債費比率**」という新しい指標が導入され、この指標が **18%** 以上となると、借金返済額が財政を圧迫していると判断され、従前どおり、許可制が適用されることとなります。

> **【実質公債費比率】**
> 道路の新設改良、公民館整備、学校建設など一般の事業を行う一般会計の借金返済額に、下水道や上水道、病院といった特定的な事業を行う会計の借金返済額のうち、一般会計からの実質的な援助額を加えた実質的な借金返済額が、市税等使途の特定されていない収入（**標準財政規模**）に対する割合。

・中津川市は、平成 17 年度決算における実質公債費比率が **19.5%** で 18%以上でした。
主な要因は、下水道事業や病院事業の特定的な事業を行う会計の借金返済額のうち、一般会計が実質的に援助している額が多いことです。とりわけ下水道整備が近隣の団体と比べ遅れており、その事業に伴い借金返済のピークが今となっているためです。

・以上のことから、実質公債費比率が 18%を下回るよう借金返済額を長期的にコントロールする「**公債費負担適正化計画**」を策定しました。

・平成 18 年度には、この公債費負担適正化計画に沿って、借金残高を一般会計で約 20 億円、市会計全体で 35 億円余りを減少させましたが、市有林の植林や育林のための借金の返済額が新たに算入されることになるなど、実質公債費比率の算出ルールが変更されたことと、交付税の減により標準財政規模が減少したことにより、中津川市の数値は **20.8%** となり、昨年度の 19.5%から 1.3 ポイント上昇しました。

・このため、今回策定した**事業推進計画**に基づき、昨年度の計画策定後に新たに具体化してきた事業や実施年度の計画変更が見込まれる主要な事業を取り込み、**公債費負担適正化計画を見直し**ました。

■ 公債費負担適正化計画の内容

公債費負担適正化計画は様式１から様式７により構成されています。

≪各様式の説明≫

・様式1・・・平成 18 年度までの借入済みの借金返済額等に基づく実質公債費負担の将来推計

平成 18 年度までの借入済みの借金負担が今後どのようなに推移していくかの推計です。

（別紙）満期一括償還（元金を一括で返済する予定の借金）がある場合に、実際には返済していない各年度で返済したと仮定した額の推計

※満期一括償還契約の借入が中津川市は無いため、別紙については該当なし。

・様式2・・・平成 18 年度までの借入済みの借金返済額及び計画期間中の新規発行予定借金返済等に基づく実質公債費負担の将来推計

注：様式２で実質公債費比率が 18%を下回る計画であることが確認できなくてはいけません。

（別紙）様式1の別紙と同じ

・様式3・・・計画期間中における主な起債及び実質公債費負担の状況

（1）普通会計債

普通会計（中津川市は一般会計と同一）の借金返済額のうち、過去に行った大型事業で返済額が多く実質公債費比率算出について影響の大きいものや、今後借入が見込まれる主要な事業に必要な借金額及びその返済額。

（2）公営企業債

下水道、病院事業などの今後の借入見込み額と、その返済に対する一般会計からの実質的な援助額の推移。

（3）標準財政規模の推計方法（別途試算の場合）

様式１及び様式２の⑩欄に使用する数値を独自で推計した場合に記入。

平成 27 年度以降は合併算定替適用額が段階的に減ることを考慮し、減額推計。

・様式 4・・・平成 18 年度の決算において実質公債費比率が18%を超えることとなった要因

現在返済のピークを迎えている下水道事業、病院事業の借金返済額のうち、一般会計からの実質的な援助額が多いことが、実質公債費比率が 18%以上となっている主な要因です。

加えて、算出ルールの変更などが実質公債費比率をさらに上昇させた。

・様式 5・・・今後の地方債発行等に係る方針

実質公債費比率が 18%を下回るよう、以下の５つの方針を定義しています。

今後の借金借入について３つの方針

1. 毎年の起債額（借金借入額）を元金償還額（借金返済額のうち元金分）以内とする。
2. 国・県の補助金をより多く獲得する。
3. 交付税算入率の高い有利な地方債を活用する。

公債費負担の適正化を図るための２つの方針

4. 特別会計、企業会計の自立化を図る。
5. 繰上償還を行う。

・様式 6・・・計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策等

様式５で定義した５つ方針に対する具体的な方策として、以下の方策を行います。

1. 事業推進計画に基づき、主要事業の優先順位付けによる計画的な事業執行を行う。
2. 事業実施において、国・県補助金の獲得に努力する。
3. 合併特例債、辺地債、過疎債の有利な借金を活用する。
4. 公営企業の「経営健全化、独立採算制を推進」し一般会計からの実質的な援助額を縮減する。
5. 財政融資資金等繰上返済の際の補償金が不要な銀行からの借入資金のうち、借入利率が高利なものを優先して行う予定の繰上償還の具体的な内容。また、それにより有利となる利息を表示。

・様式 7・・・策定済公債費負担適正化計画実施状況

昨年度策定した計画の実施状況。

注:実質公債費比率は、毎年度決算後に行われる『地方財政状況調査』上で計算され、その比率が 18%を超えるたびに策定(見直し)することになります。

様式1と様式 2 中の項目の解説【共通】

①. 公債費充当一般財源等額

毎年度公債費（借金返済額）に充てられる一般財源（使途の特定されない資金）の額。
公営住宅の使用料により賄われている公営住宅建設のための借金の返済額などは除かれます

②. ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額

返済中の借金の借入利率の見直し等により借り換えるため一時的に支出した返済額に充てられる一般財源

※中津川市は該当なし

③. 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）等

満期一括償還予定の借金の返済があった場合に、毎年度の返済はしていないものの、毎年度返済したものとした場合の元金返済額に相当する額

※中津川市は該当なし

④. 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

下水道事業や病院事業といった一般と別で経理されている公営企業会計の借金返済額のうち、一般会計からの実質的な援助額

⑤. 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金

いつくかの自治体が参加し事業を行っている一部事務組合等で経理されている借金返済額のうち、その自治体からの実質的な援助額

⑥. 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

他団体などの借金返済額のうち、市の債務負担行為（予算上で将来にわたって支出を約束する行為）がなされており、一般会計からの実質的な援助額

⑦. 一時借入金の利子

年度の途中において支出が収入を上回り歳計現金に不足が生じる際に、その不足を補うために一時的に借り入れる現金

⑧. 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額

①の額に対して、その借金返済額が交付税算定のための数値に算入される額。（交付税は、標準な支出を算定し、別途算出される標準的な収入で賄いきれない部分を補うものであるため、ここに算入されているものは国の援助がある）

⑨. 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額

④⑤⑥の額に対して、その借金返済額が交付税算定のための数値に算入される額。（交付税は、標準な支出を算定し、別途算出される標準的な収入で賄いきれない部分を補うものであるため、ここに算入されているものは国の援助がある）

⑩. 標準財政規模

その自治体が標準的な財政運営を行うために必要な収入

市税収入（標準税収入額）＋普通交付税額

今後の制度改正などが不明のため来年度以降の数値は本年度数値をそのまま使用。

（普通交付税は前⑦⑧で述べたとおり標準的な支出と標準的な収入の差額が交付されます。標準的な収入はその自治体の市税収入に国から譲与される各種の資金を足したものでありますが、そこに算入される市税収入は全額ではなく 75%となっております。標準税収入とはこの市税収入を 100%で算定したものです。）

実質公債費比率とは・・・

市の標準的な行政サービスを行うのに必要な一般財源（「**標準財政規模**」といいます。）に占める**市全体の借金返済額**（一般会計の借金返済額、下水道事業・病院事業などの借金返済額のうち一般会計からの繰出金で返済しているものの合計額）の割合を示す数値です。

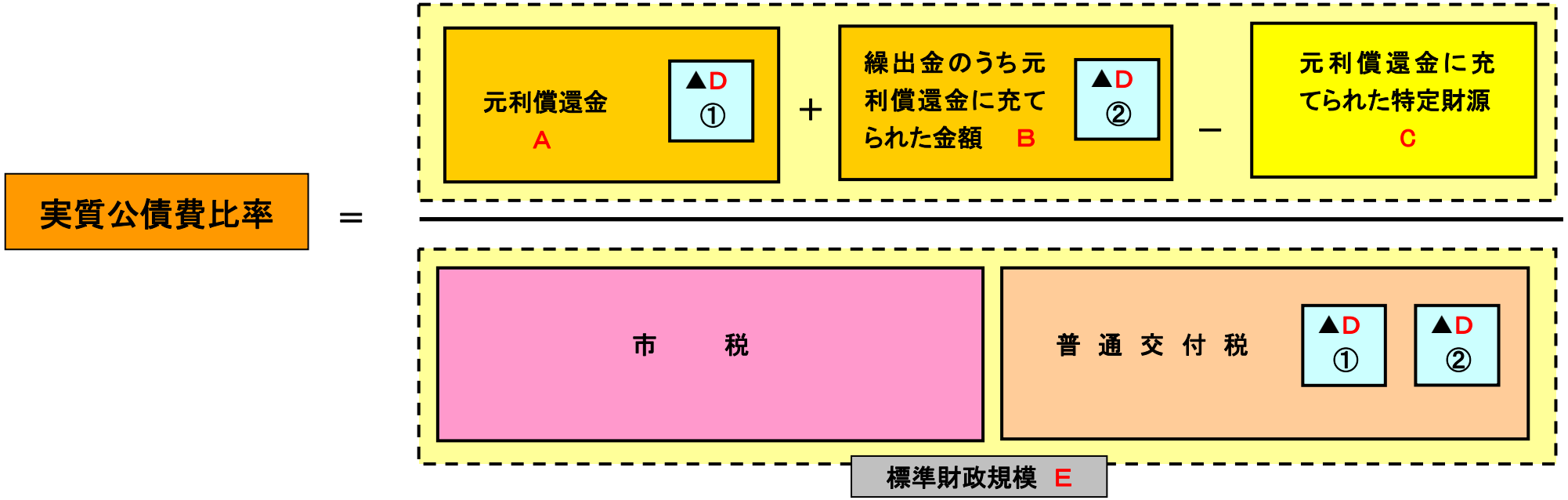

$$実質公債費比率 = \frac{（A－D①）＋（B－D②）－C}{E － （D① ＋ D②）}$$

A：元利償還金（一般会計の中の借金返済額）

B：繰出金のうち、元利償還金に充てられた金額（一般会計から下水道事業会計や病院事業会計等に繰出した金額の中で、借金返済に充てられた額）

C：元利償還金に充てられた特定財源（借金返済に充てられるべき市営住宅の家賃収入など）

D①：一般会計の中の借金返済額の内、国が交付税措置として面倒を見てくれる額

D②：下水道事業や病院事業等の借金返済額の内、国が交付税措置として面倒を見てくれる額

E：標準財政規模（市税、地方交付税等の合計額）

※分母、分子からD①、D②を差し引く理由・・・借金返済額の内、国が交付税措置として面倒を見てくれる額を差し引くことにより、市が、本来負担すべき実質的な借金返済額を明確にした上で実質公債費比率を求めようとするもの。